

【関係法令抜粋】～学校歯科医～

学校保健安全法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。 第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行規則（令和 5 年 5 月 8 日施行）

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりと

する。 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。

二 法第八条の健康相談に従事すること。

三 法第九条の保健指導に従事すること。

四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲蝕その他の歯疾の予防処置に従事し、及び措置に関し必要な指導と助言を行うこと。

六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。 七 前号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して 校長に提出するものとする。

※札幌市の職務記録簿（見本）はホームページに掲載しています。

記入用の職務記録簿は、各学校（園）の担当者が保管しております。

学校（園）で職務に従事の都度、記入して学校（園）長に提出してください。